

令和 7 年 2 月 9 日 執行
寒川町議会議員選挙

候補者のしおり

寒川町選挙管理委員会

TEL 0 4 6 7 - 7 4 - 1 1 1 1

は し が き

この「しおり」は、令和7年2月9日に執行される寒川町議会議員選挙にあたり、候補者として行なわなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請及び立候補に際して交付される諸物件についてご注意いただく事項等をまとめたものです。

もとよりこれをもって十分とするものではありませんので、各種の届出、申請又は法令の解釈等に疑問の点がありましたら、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

令和6年12月

寒川町選挙管理委員会

凡 例

法・・・・・・・・公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令・・・・・・・・公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

規則・・・・・・・・公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）

政規法・・・・・・・・政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）

特例法・・・・・・・・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的
記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する
法律（平成 13 年法律第 147 号）

町執規・・・・・・・・寒川町公職選挙法令執行規程

（昭和 59 年寒川町選挙管理委員会告示第 37 号）

ポス掲条例・・寒川町ポスター掲示場の設置に関する条例

（昭和 59 年寒川町条例第 27 号）

ポス掲規程・・寒川町ポスター掲示場の設置に関する規程

（昭和 60 年寒川町選挙管理委員会告示第 1 号）

町公・・・・・・・・寒川町選挙公報発行に関する条例

（昭和 53 年寒川町条例第 16 号）

町公規・・・・・・・・寒川町選挙公報発行に関する規程

（昭和 53 年寒川町選挙管理委員会告示第 50 号）

公費負担条例・寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例（令和 2 年寒川町条例第 17 号）

目 次

第1章 総 括	1 頁
1 選挙の日程(抄)	1 頁
2 選挙すべき人数	2 頁
3 選挙に関する届出等	2 頁
4 選挙に関する届出等の時間	3 頁
5 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う 場所	3 頁
6 代理人が届け出る場合の留意点	4 頁
第2章 候補者となるためには	6 頁
1 候補者としての資格	4 頁
2 立候補の届出手続	5 頁
3 立候補の届出をした時に交付される物件等	11 頁
4 届出書類の事前説明会・事前相談について	12 頁
第3章 候補者となってから	13 頁
1 選挙事務所	13 頁
2 選挙立会人の届出	13 頁
3 報酬を支給する者の届出	14 頁
4 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機	14 頁
5 選挙運動用通常葉書	16 頁
6 選挙運動用ポスター	16 頁
7 新聞広告	17 頁
8 選挙運動用ビラ	17 頁
9 個人演説会	18 頁
10 街頭演説	19 頁
11 選挙公報	20 頁
12 文書図画の撤去	20 頁
13 選挙運動費用	21 頁

(付録)

- 付録1 選挙期間中における諸届出
- 付録2 委任状
- 付録3 年齢早見表
- 付録4 会計帳簿の様式
- 付録5 選挙運動費用収支報告書の記載例

第 1 章 総括

1 選挙の日程(抄)

月 日	曜日	事 項	摘 要
2 月 4 日	火	・選挙期日の告示 ・立候補届出 ・選挙事務所設置届の届出開始 ・出納責任者選任届の届出開始 ・選挙立会人選任届の届出開始 ・選挙運動用ポスターのポスター掲示場への掲示開始 ・報酬を支給する者の届出開始 ・公営施設使用の個人演説会開催申出開始 ・選挙公報掲載申請 ・選挙運動用ビラの届出開始	○午前8時30分から寒川町民センター展示室で立候補の受付を開始します。 (受付方法は6ページ参照) ○立候補の届出及び選挙公報掲載申請は、午後5時をもって締め切ります。
2 月 5 日	水	期日前投票及び不在者投票開始	
2 月 6 日	木	公営施設使用の個人演説会開始	
		選挙立会人選任届出期限	○午後5時をもって受付を締め切ります。
2 月 7 日	金	補充立候補届出期限	○2月4日に届出のあった候補者が、定数を超えていた場合で、2月4日午後5時後に候補者が死亡し、又は候補者を辞したものとみなされたときは、2月7日の午後5時まで補充立候補届出の受理を行います。

月 日	曜日	事 項	摘 要
2 月 9 日	日	投票日・開票日 選挙会	○投票時間は、午前 7 時から午後 8 時までです。 ○開票を午後 9 時からシンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）メインアリーナで行います。併せて選挙会を開催し、当選人を決定します。
2 月 10 日	月	当選人の告示	○当選された人に対し告知し、告示します。
2 月 12 日	水	当選証書の付与	○当選証書は、別途通知する日時、場所でお渡しします。
2 月 24 日	月 (祝)	選挙運動費用収支報告書(第 1 回)提出期限	○午後 5 時までに町選挙管理委員会へ提出してください。

2 選挙すべき人数 18 人

3 選挙に関する届出等

選挙に関する届出等の概要については、次のとおりです（巻末付録 1 を参照）。

届 出 事 項	届出先（届出場所）	摘 要
立候補の届出	選挙長（町選挙管理委員会）	届出は 2 月 4 日（告示日）のみ
選挙事務所の設置・異動（廃止）届出	町選挙管理委員会	立候補届出が受理された後設置又は移動した場合は直ちに届出
選挙運動用通常葉書の交付、差出し	日本郵便株式会社寒川郵便局	
選挙運動用ビラの届出及び同ビラ証紙交付申請	町選挙管理委員会	
新聞広告の掲載申請	掲載を希望する新聞社（広告代理店）	

届 出 事 項	届出先（届出場所）	摘 要
公営施設を使用する個人演説会の開催申出	町選挙管理委員会	開催したい日の前々日まで に申出
選挙公報の掲載申請	町選挙管理委員会	申請は 2 月 4 日（告示日） のみ
出納責任者選任（異動）届出	町選挙管理委員会	「選任届」は立候補届出が 受理された後、直ちに届出
報酬を支給する者の届出	町選挙管理委員会	告示日から支給したい場合 は立候補届出が受理された 後、直ちに届出
選挙立会人の届出	選挙長（町選挙管理委員会）	届出期限：2 月 6 日 （選挙期日前 3 日）
選挙運動費用の収支報告	町選挙管理委員会	第 1 回提出期限：2 月 24 日 （選挙期日後 15 日）
公費負担関係 （自動車・ビラ・ポスター）	・町選挙管理委員会 ・関係業者	

4 選挙に関する届出等の時間

選挙について、町選挙管理委員会及び選挙長に対してなされるすべての届出、請求、申出その他の行為は、午前 8 時 30 分～午後 5 時までの間にしなければならないことになっています（法 270 本文）。しかも、これらの届出等の効力は、到達主義を採っていますから、諸届出等は、締切日（期限）より、早めに提出してください（巻末付録 1 参照）。

また選挙の期間中は、土曜日及び日曜日でも選挙管理委員会は執務しています。

5 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所

選 挙 長	選 挙 長 職 務 代 理 者
森 一 光	藤 岡 幸 子

【上記の者が職務を行う場所】

※2 月 4 日（立候補届出日）は、寒川町民センター展示室

※上記以外の日は、寒川町役場 2 階選挙管理委員会事務局

6 代理人が届け出る場合の留意点

(1) 手続について

原則、選挙に関する各種届出等は、その届出（作成）名義人が届け出るものとなっています。

なお、届出（作成）名義人本人以外の者（以下「代理人」といいます。）が届け出る場合には、届出（作成）名義人本人と代理人との間の委任関係を確認する必要があります。

委任関係の確認は、原則委任状（巻末付録2）により行いますが、代理人が届け出る場合の届出書ごとの委任状の要否は4～5 ページのとおりです。

委任関係が確認できない場合は、ただちに書類の受け付けができない場合がありますのでご注意ください。

(2) 代理人が届け出る際に委任状が必要な書類について

ア 候補者に係る事項

No.	届出書類の名称等	届出（作成） 名義人	代理人が届け出る 場合の 委任状の有無	備考
1	候補者届出書（添付書類含む）	候補者	不要	注1
2	通称認定申請書（通称使用を申請する場合のみ必要です。）（添付書類含む）	〃	不要	注1
3	選挙事務所設置・異動（廃止）届	〃	必要	注2
4	選挙運動用ビラ届出書	〃	必要	注2
5	選挙運動用ビラ証紙交付票（同ビラ証紙交付申請）（立候補届出手続後に同書類を交付します。）	〃	必要	注2
6	（公営施設を使用する）個人演説会開催申出書	〃	必要	注2
7	選挙公報掲載申請書	〃	必要	注2
8	出納責任者選任（異動）届出書	〃	必要	注2
9	報酬を支給する者の届出書	〃	必要	注2
10	開票立会人となるべき者の届出書兼承諾書	〃	必要	注2

No.	届出書類の名称等	届出（作成） 名義人	代理人が届け出る 場合の 委任状の有無	備考
11	選挙立会人となるべき者の届出書兼 承諾書	〃	必要	注 2
12	選挙運動費用収支報告書	出納責任者	必要	
13	公費負担関係届出	公費負担関係届出については、別に配布する 「公費負担のしおり」をご確認ください。		

上記に関わらず、いずれの届出書類も届出（作成）名義人の押印がある場合は、代理人が届け出る場合であっても委任状の提出は不要ですが、当該届出書類を代理人の押印又は署名で訂正する場合は委任状の提出が必要です。

届出者が届出（作成）名義人本人であるか代理人であるかに関わらず、また委任状の要否に関わらず、来庁者の本人確認書類をご提示いただく場合がございますので、届け出の際は必ず本人確認書類をご持参ください。

なお、代理人が届け出る場合で、届出（作成）名義人本人との委任関係が確認できない場合、書類を受け付けることができない恐れがありますので、ご注意ください。

※注 1 候補者届出書の欄外「通常の活字・書体にて可」の部分に届出（作成）名義人の押印又は署名が必要なことから、委任状は不要としております。

※注 2 立候補届出会場において、立候補届出手続に引き続き届け出る場合は、委任状は不要です。

イ 本人確認書類は、官公署等が発行した免許証や許可証等をお持ちください。

本人確認書類の例を提示すると、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、その他官公署等が発行した証明書等が挙げられます。

第2章 候補者となるためには

1 候補者としての資格

(1) 被選挙権があること

日本国民であって、寒川町議会議員の選挙権を有し、年齢満 25 年以上の者で、次の欠格事項に該当しない者でなければ候補者となることができません。

(法 10-1-⑤、11-1、-2、11 の 2、特例法 17-1、-2、-3、政規法 28)

【欠格事項】

ア 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除きます。）

ウ 公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪（収賄罪）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者で、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 10 年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

エ 選挙等の犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者及び法第 252 条の規定により被選挙権を停止されている者

オ 特例法第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定により被選挙権を停止されている者

カ 政規法第 28 条の規定により被選挙権を停止されている者

(2) 連座制の適用による立候補制限

法第 251 条の 2 又は第 251 条の 3 の規定により連座制の適用を受けた者は、その連座裁判の確定等の日から 5 年間、対象となった選挙と同じ選挙の同一選挙区で候補者となることはできません。

(3) 重複立候補の禁止

一の選挙で候補者となった者は、地域と選挙の種類を問わず同時に他の選挙の候補者となることはできません（法 87）。

(4) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限

ア 投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で当該選挙の候補者となることはできません（法 88）。

イ 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。もし、これらの者が立候補すれば立候補届出を受理されたと同時にその公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含みます。）たることを辞したものとみなされます（法 89、90）。

(5) 町と請負関係にある場合の注意

寒川町と請負関係にある者が立候補し、当選した場合、当選の告知を受けた日から 5 日以内に請負関係を有しなくなった旨を町選挙管理委員会に届出しないときは、当選の

効力を失いますのでご注意ください（法 104）。

2 立候補の届出手続

候補者となるには、告示日に郵便等によることなく文書でその旨を選挙長に届出なければなりません（法 86 の 4-1、-2）。

各書類（規則に規定される様式に限ります。）に押印は不要ですが、書類を訂正する場合は、原則届出（作成）名義人本人の押印により訂正をお願いします。やむを得ず代理人の署名又は押印により訂正する場合は、委任状が必要です。

なお、届出者が代理人である場合は、代理人の本人確認書類（5 ページ参照）を必ずお持ちください。

(1) 必要な書類

① 候補者届出書(本人届出又は推薦届出)

推薦届出の場合は、次の②、③、④及び⑤のほかに「候補者推薦届出承諾書」及び「推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（寒川町の選挙人名簿に登録されている旨の寒川町選挙管理委員会の発行する選挙人名簿登録証明書）」が必要です。（法 86 の 4、令 89）

② 供託書(正本)

ア 供託金 現金 15 万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。供託は、本人届出の場合は、候補者となろうとする者の名義で、推薦届出の場合は、推薦届出者の名義で法務局に供託することが必要です（法 92-1⑨）。

イ 供託書正本（供託したことの証明となる書面）は、供託をした法務局で交付します。（法務局、支局、出張所を含む。）なお、法務局が供託金を払込むべき日本銀行の支店又は代理店を指定したときは、当該支店又は代理店に供託金を払い込まないと供託の効力が生じません。

③ 宣誓書(候補者となることができない者でない旨の宣誓書)（法 86 の 4-4）

被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及び当該選挙において候補者となることができない者でないことを宣誓していただくものであり、必要不可欠の書類です。

④ 所属党派証明書（法 86 の 4-4）

無所属の方は必要ありませんが、その場合、①の候補者届出書の党派欄には無所属と記載しなければなりません。なお、詳しくは、11 ページの候補者届出書関係「(6) 党派欄」を参照してください。政党等に所属していても所属党派証明書を有しない方は「無所属」と記載しなければなりません。

⑤ 戸籍の謄本又は抄本（令和 6 年 1 2 月以降発行のもの）

(⑥ 住民票)

法律上必要とされる書類ではありませんが、候補者届出書に記載された住所の確認のため、提出してくださるようお願いします。（令和 6 年 1 2 月以降発行のもの）

(⑦ 通称認定申請書)

本名（戸籍名）に代えて通称を使用したい場合に限り、立候補届出と同時に申請します（令 89-5 準用 88-8）（詳しくは 12 ページの「(5) 通称認定申請について」を参照

してください。).

(2) 届出日及び届出先

- ① 届出の日 令和7年2月4日 火曜日 (選挙期日の告示日)
(注1) 万一、候補者たることを辞退する場合も同日限りです(法86の4-10)。
(注2) 補充立候補届出の期間については、「選挙の日程(抄)」(1ページ)を参照してください。(法86の4-5)
- ② 届出の時間 届出は、午前8時30分から午後5時まで受け付けます。(法270)
- ③ 届 出 先 寒川町民センター展示室に執務する選挙長(3ページ参照)へ届け出なければなりません。

(3) 立候補届出の受付方法

立候補届出の受付は、2月4日午前8時30分から開始しますが、当日の受付の順序は次の方法により決定します。

- ① 受付の順序を決める「くじ」
午前8時30分までに立候補届出に必要な書類を持参した届出者については、次の「予備くじ」及び「本くじ」を引き、受付の順序を決めます。
※「予備くじ」・・本くじを引く順序を決めるくじをいいます。なお、予備くじは、
到着順にくじを引いていただきます。
※「本 く じ」・・立候補届出の受付順序を決めるため、予備くじの結果の順序により引くくじをいいます。
- ② 立候補届出の受付
①によって受付の順序が決まりますと、この順序によって立候補届出の受付を開始
します。
(注) 2月4日の午前8時30分までにおいでにならなかった方(午前8時30分後にお
いでになった方)又は届出の書類がそろっていない方は、くじを引いた方たちの
後に受け付けます。したがって、これらの方は、その到着順序によって受付を行
うことになります。

【候補者届出書(本人届出)の記載例】

通常の活字・書体にて可



令和 7 年 2 月 4 日

※ 午前 時 分 受理
後

選挙長		主 任	
-----	--	--------	--

寒川町議会議員選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな 候補者	さむかわ たろう 寒川 太郎	性 別	男
本 籍	神奈川県高座郡寒川町宮山165番地		
住 所	神奈川県高座郡寒川町宮山165番地		
生 年 月 日	昭和 46 年 1 月 15 日（満 54 歳）		
党 派	無 所 属	職 業	会 社 員
一のウェブサイト ト等のアドレス	http://www.samukawataro.jp/		
選 挙	令和 7 年 2 月 9 日執行 寒川町議会議員選挙		
添 付 書 類	1 供託書（正本） 2 宣誓書 3 所属党派証明書 4 戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 7 年 2 月 4 日

（あて先）寒川町議会議員選挙 選挙長 森 一 光

氏 名 寒 川 太 郎

- 備考
- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載してください。
 - 公職選挙法第 86 条の 4 第 4 項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載してください。
 - 公職選挙法施行令第 89 条第 4 項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載してください。
 - 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、寒川町議会議員と兼ねることができない職にある者については、その職名又は地方自治法第 92 条の 2 に規定する関係にある者についてはその旨を記載してください。
 - 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
 - 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【候補者届出書(推薦届出)の記載例】

通常の活字・書体にて可

寒川

令和 7 年 2 月 4 日

※ 午 時 分 受理
後

選挙長		主 任	
-----	--	-----	--

寒川町議会議員選挙候補者届出書（推薦届出）

候補者	さむかわ じろう 寒 川 次 郎	性 別	男
本 籍	神奈川県高座郡寒川町宮山165番地		
住 所	神奈川県高座郡寒川町宮山165番地		
生 年 月 日	昭和 48 年 1 月 15 日 (満 54 歳)		
党 派	無 所 属	職 業	会 社 員
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.samukawajiro.jp/		
選 挙	令和 7 年 2 月 9 日執行 寒川町議会議員選挙		
添 付 書 類	1. 候補者の承諾書 2. 選挙人名簿登録証明書 3. 供託書（正本） 4. 宣誓書 5. 所属党派証明書 6. 戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり関係書類を添えて推薦届出をします。

令和 7 年 2 月 4 日

(あて先) 寒川町議会議員選挙 選挙長 森 一 光

推薦届出者 住 所 神奈川県高座郡寒川町宮山275番地

氏 名 寒 川 三 郎

大正・昭和・平成 24 年 11 月 25 日生

推薦届出者 住 所

氏 名

大正・昭和・平成 年 月 日生

- 備考
- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載してください。
 - 公職選挙法第 86 条の 4 第 4 項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載してください。
 - 公職選挙法施行令第 89 条第 4 項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載してください。
 - 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、寒川町議会議員と兼ねることができない職にある者については、その職名又は地方自治法第 92 条の 2 に規定する関係にある者についてはその旨を記載してください。
 - 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
 - 推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(4) 立候補届出書類記載上の注意事項

【全般事項】

文字は、楷書で明確に記載してください。

【個別事項】

1 候補者届出書(本人届出)関係

(1) 候補者欄

ア 「氏名」は、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名(戸籍名)のとおりに記載してください。ただし、旧字、誤字、俗字で記載されている文字は現在通用している字体に直して記載してください。

イ 「ふりがな」は、ひらがなで記載してください。

なお、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名以外の氏名を選挙運動で使用する場合(通称を使用する場合)にも戸籍名で記載してください(通称認定の申請については、12 ページを参照)。

(2) 性別欄

男、女の別を記載してください。

(3) 本籍欄

戸籍謄(抄)本に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。

(4) 住所欄

住民票に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。

(5) 生年月日欄

ア 戸籍謄(抄)本又は住民票に記載されているとおりに、元号(大正、昭和、平成)から記載してください。

イ 満年齢は、投票日(選挙の期日)現在で算定(巻末付録3「年齢早見表」を参照)して、記載してください。

ウ 数字は、算用数字(1, 2, 3・・・)に直して記載してください。

(6) 党派欄

ア 所属党派証明書を有する者は、その政党等名を記載してください。

イ 政党等に所属していない者は、「無所属」と記載してください。なお、政党等に所属していても、所属党派証明書を添付しない者は「無所属」と記載してください。

(7) 職業欄

ア 主として生計を立てている職業を一つ記載してください(「主婦」は職業と解されていけませんので無職と記載してください)。

《記載例》会社社長、団体役員、政党役員、会社員、弁護士・・・・等

イ 兼職禁止の職にある者は、その職名を記載してください。

※注1 町議会議員との兼職禁止の職(地方自治法 92)

① 衆議院議員又は参議院議員

② 地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員

※注 2 兼職禁止の職にある者は、法第 89 条により立候補することができず、もし、現職のまま立候補した場合には法第 90 条の規定により、立候補届出が受理されたと同時にその職を辞したものとみなされます。ただし、任期満了による選挙について、現職の者が、その選挙に立候補する場合は除外されます。

(8) 一のウェブサイト等のアドレス欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。アドレスは「http」から記載してください。

(9) 添付書類欄

無所属の者は、「所属党派証明書」を二本線で抹消のうえ、訂正印を押してください。

(10) 枠外下部の記載事項

候補者欄に記載した氏名（戸籍名）を記載してください。

(11) 押印箇所について

候補者の印の押印は不要ですが、抹消又は訂正した部分がある場合には、原則として候補者の印を押印のうえ修正してください。また、枠外上部の「通常の活字・書体にて可」の右横に候補者の署名又は押印をしてください。

※注 「通常の活字・書体にて可」とは、候補者届出書に記載された事項は、原則としてそのまま告示されることとなりますが、記載された者の筆勢やクセによる字体については、通常の活字書体で告示してよい旨を承諾していただくためのものです。

2 宣誓書関係

候補者届出書に記載したとおりに、住所及び氏名（戸籍名）を記載してください。

(5) 通称認定申請について

① 「通称使用」とは、選挙管理委員会が告示し、又は作成する文書等において、本名（戸籍名）に代えて記載又は使用する次の場合をいいますが、この場合には、選挙長に対して「通称認定申請」を行なう必要があります。

(ア) 戸籍簿に記載された氏名が常用漢字にない文字である場合に、これを常用漢字にあてて記載してもらいたい場合

(イ) 戸籍簿に記載された氏名が漢字である場合に、これをかな書きで記載してもらいたい場合

(ウ) 戸籍簿に記載された氏を改正前の氏（いわゆる旧姓）で記載してもらいたい場合

(エ) 戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）によらず、他の氏名を使用してもらいたい場合

- ② 申請する場合において、上記（ア）及び（イ）の場合については、申請書のみで足りませんが、（エ）の場合には本名（戸籍名）に代わるものとして※広く通用していることを説明し、そのことを証するに足る資料の提示（添付）が必要です（令 89－5 準用令 88－8）。

通称認定申請が認められますと、次の事項については全て通称で記載されることになり、候補者も通称を使用しなければなりません。なお、投票の効力判定と通称使用の有無とは、関係ありません。

※注 「広く通用していることを証する資料」とは、通称使用したい氏名によりなされている著書、新聞記事、公の機関の発行した文書、名刺、葉書又は手紙等の信書など社会的に広く通用している実績を示すものです。

- ③ 通称名で記載され、又は使用しなければならない事項

- （ア） 立候補届出の告示
- （イ） 新聞広告
- （ウ） 選挙公報
- （エ） 投票所内の氏名等掲示
- （オ） 期日前投票所及び町選挙管理委員会委員長の管理する不在者投票所内の氏名等掲示

（注）上記以外のもの、例えば、選挙運動用のポスター、ビラ、立札、看板等に本名（戸籍名）あるいは通称のいずれを使用するかは、通称認定申請にかかわらず候補者が自由に決められます。

3 立候補の届出をした時に交付される物件等

届出が受理されたときは、次に掲げるものが交付されますので、交付物件等を受け取った際には、全部そろっているかどうか必ず確認してください。

なお、これらのうち※印のものは選挙終了後返却してください。

（１）物件、証明書等

※（１）	自動車・船舶用表示板	１枚
※（２）	拡声機用表示板	１枚
※（３）	乗車・乗船章（腕章）	４枚
※（４）	標旗	１流
※（５）	選挙運動員章（腕章）	１１枚
（６）	候補者用通常葉書使用証明書	１枚
（７）	新聞広告掲載証明書	２枚

(8)	選挙運動費用支出制限額告知書	1 枚
(9)	選挙運動用通常葉書差出票	8 枚
(10)	選挙運動用ビラ証紙交付票	1 枚

(2) 諸用紙等（既に渡している場合は除く。）

(1)	選挙事務所設置・異動（廃止）届用紙
(2)	選挙運動用ビラ届出書用紙
(3)	選挙運動費用収支報告書用紙（「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書用紙」・「振込明細書に係る支出目的書用紙」を含みます。）
(4)	出納責任者選任（異動）届用紙
(5)	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書用紙
(6)	個人演説会開催申出書用紙
(7)	ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面
(8)	届出書（報酬を支給する者の届出書）用紙
(9)	候補者のしおり（本書）

物件等の交付の際に受領者の本人確認のうえ受領書に署名をいただきますので、受領者の本人確認書類を必ず持参してください。

なお、これらの交付物件等を汚損又は破損して使用に耐えないときは、再交付申請書（用紙は、町選挙管理委員会にあります。）を提出して、そのものと引換えに新品の再交付を受けてください。交付物件等を紛失又は焼失したときは、再交付申請書により、再交付を申請してください。物件等を紛失した場合は、警察署に紛失届出を提出のうえ、再交付の申請を行ってください。

ただし、候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票、新聞広告掲載証明書及び選挙運動用ビラ証紙を紛失又は焼失した場合は、原則として再交付しませんから十分注意してください。

4 届出書類の事前説明会・事前相談について

(1) 事前説明会（日時、場所）

12月18日（水）午後2時から 寒川町役場東分庁舎会議室

(2) 事前相談（日時、場所）

12月23日（月）～令和7年1月30日（木）午前9時から午後4時まで

寒川町選挙管理委員会事務局

(3) 持参していただく書類

申請期日に提出する書類とまったく同じです。

第3章 候補者となってから

1 選挙事務所

- (1) 選挙事務所は1候補者につき1箇所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設置することができ、この期間内はいつでも選挙事務所を異動（移転又は廃止）することができますが、1日に1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含みます。）することはできません（法131-1⑤、-2）。
- (2) 選挙事務所の設置は、選挙の当日については、当該選挙の投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限られます。なお、選挙の当日、この300mの区域内に該当する選挙事務所は前日までに廃止又は移転しなければなりません、廃止又は移転した場合は、直ちに選挙事務所の廃止又は異動を（3）により町選挙管理委員会に届け出なければなりません（法132）。
- (3) 選挙事務所を設置、異動又は廃止した場合は、選挙事務所設置・異動（廃止）届を直ちに町選挙管理委員会に提出しなければなりません（法130-2、令108）。
- (4) 選挙事務所を設置（異動）することができる者は、候補者又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）です（法130-1④）。
推薦届出者が選挙事務所の設置（異動）を届け出る場合は、選挙事務所設置（異動）承諾書（用紙は、町選挙管理委員会にあります。）をその届出書に添付しなければなりません。この場合、推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書（用紙は、町選挙管理委員会にあります。）を併せて添えなければなりません（令108-2、-3）。
- (5) 選挙事務所（1箇所）のほかは、選挙運動員が集会する場所等選挙事務所に類似の施設（休憩所、連絡所等）は、いかなる名称をもってしても設置することはできません（法133）。
- (6) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類（大きさは、縦350cm、横100cm以内）の数は、選挙事務所ごとに通じて3を超えることができず、また、ちょうちん（大きさは、高さ85cm、直径45cm以内）は、1個に限られます（法143-1①、-7、-9、-10）。

2 選挙立会人の届出

この選挙立会人は開票立会人を兼ねます。この届出をする時は、立会人となる者の承諾書を添えて選挙長へ届けます。なお、選挙立会人は開票立会人を兼ねているため、本町の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。届出の時期は、選挙の期日前3日（2月6日）の午後5時までとなっています。（法76準用62、令82準用69）

3 報酬を支給する者の届出

報酬を支給する選挙運動員を使用するときは、その者を使用する前に町選挙管理委員

会へ届け出なければ支給できません（法 197 の 2-5）。

なお、年齢満 18 年に達しない者を選挙運動に使用することはできませんので注意してください（法 137 の 2-2）。

4 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機

- (1) 主として選挙運動に使用される自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいいます。以下「自動車」といいます。）と船舶は、いずれか 1 台（1 隻）に限り使用でき、立候補届出のときに交付される表示板を、自動車にあっては前面に、船舶にあっては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません（法 141-1①、-5、町執規 8）。

- (2) 選挙運動に使用できる自動車は、次の乗用の自動車 1 台に限られます（法 141-1①、-6、令 109 の 3）。

なお、その構造上宣伝を主たる目的とする自動車は、使用を禁止されています（法 141-1①）。

ア 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型（軽含む）自動車（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます。）

イ 4 輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除きます。）

ウ ア又はイ以外の乗車定員 10 人以下の乗用自動車（二輪自動車（側車付のものを含みます。）以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます。）

エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車（「小型貨物自動車」とは、自動車検査証の自動車の種別の欄の記載が「小型」となっているもので、用途の欄の記載が「貨物自動車」になっているもの。「軽貨物自動車」は軽自動車に該当する貨物自動車です）。

- (3) (2)の自動車車体に立札、看板を掲示する場合等において、その取付方法によっては、警察署長の許可が必要となります（道路交通法 56、57）ので、出発地を管轄する茅ヶ崎警察署と事前に相談してください。

また、看板の取付方法によっては、看板ではなく立体感をもつ広告塔やあんどんと認められ、規制を受ける場合がありますので注意してください。

このほか、自動車の使用については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、道路交通法等による規制を受けますから注意してください。

- (4) 自動車（船舶）に乗車（乗船）する者は、候補者及び自動車の運転手（1 人に限ります。）又は船舶の運航に従事する船員（人数に制限はありません。）を除いて 1 台（1 隻）につき 4 人を超えることはできません。

この 4 人は、立候補届出のときに交付される乗車・乗船章（腕章）を着用していなければなりません（法 141 の 2）。

- (5) 主として選挙運動用として使用できる拡声機（携帯用のものを含みます。以下同じ。）は1そろいですが、これには立候補届出のときに交付される表示板を送話口の下部等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません（法 141-1①、-5、町執規 8）。

なお、上記のほか個人演説会（演説を含みます。）の場合に限り、その開催中その会場で別に1そろい使用しても差し支えないことになっており、これには表示板をつける必要はなく、会場に備え付けてあるものでも他から持参したものでもかまいません（法 141-1 ただし書）。

- (6) 表示板及び乗車・乗船章（腕章）は、選挙期日後直ちに町選挙管理委員会へ返してください（町執規 10）。
- (7) 主として選挙運動用として使用される自動車又は船舶の上では、午前8時から午後8時までの間に限って連呼行為が許されます（法 140 の 2-1 ただし書）。

ただし、連呼行為をする者は、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいいます。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません（法 140 の 2-2）。

なお、神奈川県では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 9 年県規則第 113 号）」第 46 条において商業用の宣伝放送を行なう者の遵守事項について、次のように規定しておりますのでこれに準じてご協力をお願いします。

また、地形等の周囲の環境によっては、音が反響し、増幅される地域もありますので、ご配慮をお願いします。

◎ 同一の場所において、拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1 回 10 分以内とし、1 回につき 15 分以上の休止時間をおくこと。

◎ 拡声機から発する音量は、騒音の規制基準値（例えば、第一種低層住居専用地域で午前8時から午後6時までの場合、50 デシベル）プラス 10 デシベルの音量の範囲内とすること。この場合において音量は、音源から 1 メートルの一において測定した音量とすること。

- (8) 候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいいます。）その他の者との契約により選挙運動用自動車を有償で使用した場合には、一定限度額の範囲内で無料（公費負担）で 사용할 ことができます。

ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その経費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります（公費負担条例 2、3、4）。

なお、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

5 選挙運動用通常葉書

- (1) 候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、立候補届出の日から選挙期日（投票日）の前日までに、800 枚を頒布することができます（法 142-1⑦）。
- (2) 通常葉書は、立候補届出のときに交付される候補者用通常葉書使用証明書を「日本郵便株式会社寒川郵便局」に提示して交付を受けることになっています。
なお、その際、併せて受領証を提出していただきますので候補者の印鑑を持参してください（公職選挙郵便規則（昭和 25 年郵政省令第 4 号）2、平成 28 年 4 月 1 日日本郵便株式会社公告）。
- (3) 手持ちの日本郵便株式会社が発行する葉書（以下「会社発行葉書」といいます。）又は私製葉書を使用するときは、(2) の証明書を添えて「日本郵便株式会社寒川郵便局」に提出して選挙用である旨の表示を受けなければなりません。
なお、手持ちの会社発行葉書を使用した場合は、当該葉書の購入費用は請求できませんのでご注意ください。
- (4) 選挙運動用通常葉書を差し出すときは、立候補届出のときに交付される選挙運動用通常葉書差出票を添えて必ず「日本郵便株式会社寒川郵便局」のゆうゆう窓口に差し出すことになっていますので、ポストに投入しないようにしてください。
- (5) (4) の選挙運動用通常葉書差出票 1 枚で差し出すことができる選挙運動用通常葉書の枚数は、100 枚までです。したがって、100 枚を超えて葉書を差し出すときは、超える数 100 枚ごとに新たな差出票が必要になります。
なお、詳しくは差出票の裏面に使用上の注意が書いてありますから参照してください。
- (6) 選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、又はき損したもの（以下「書損葉書」といいます。）については、その枚数に限り、別の手持ちの通常葉書に新たに選挙用の表示を受けて選挙運動用通常葉書として使用することができます。この場合は、書損葉書及び候補者用通常葉書使用証明書を添えて「日本郵便株式会社寒川郵便局」に通常葉書を提出し、選挙用である旨の表示を受けてください（公職選挙郵便規則 6-1）。
- (7) 書留、速達等の特殊扱いは認められません（私製葉書の表面の色彩は、白色又は淡色でなければなりません（内国郵便約款 22）。）。
- (8) 交付又は表示を受けた選挙運動用通常葉書は、他人に譲渡することはできません（法 177-2）。

6 選挙運動用ポスター

- (1) ポスターの大きさは、長さ 42cm、幅 30cmを超えてはいけません（法 144-4）。なお、ポスターは縦長、横長のいずれでも可です。
- (2) ポスターには、その表面に掲示責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所並びに印刷者の氏名（法人にあつては名称：「株式会社〇〇印刷所」等）及び住所を記載しなければなりません（法 144-5）。

- (3) ポスターは町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（79 箇所）以外には掲示できませんので注意してください（法 143-4、ポス掲条例）。
- (4) ポスター掲示場には、立候補の届出の順序と同一の番号を表示した掲示区画にポスターを 1 枚だけ掲示することができます（法 143-4、ポス掲規程 3-3）。
- (5) ポスター掲示場の設置場所の一覧表及び図面は、町選挙管理委員会で交付します。（法 144 の 2-5、令 111 の 2）
- (6) ポスター掲示場にポスターを掲示することができるのは、選挙期日の告示日（2 月 4 日）からです。ただし、法第 86 条の 4 に規定する立候補届出の受理後からです（ポス掲規程 3-2）。
- (7) 候補者は、ポスターを有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料（公費負担）で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、ポスターの作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります（公費負担条例 9、10、11）。
なお、ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。
おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

7 新聞広告

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中 2 回に限り、有料で新聞広告をすることができます。この場合、2 回とも同一の新聞であることを要しません（法 149-4）。
- (2) 広告の寸法は、横 9.6cm、縦 2 段組以内で、掲載場所は記事下に限られ、広告の色刷りは認められません（規則 19-1、-5）。
- (3) 候補者の本名に代えて、通称の認定を受けたときは、新聞広告は通称によらなければなりません（令 89-5 準用 88-8）。
- (4) 2 人以上の候補者が共同して広告を行うことは、1 人分のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その場合も回数は、各候補者につき、それぞれ 1 回として計算されます。
- (5) 広告掲載の手続きは、立候補届出のときに交付される新聞広告掲載証明書に掲載原稿を添えて、自分の希望する新聞社（広告代理店）に提出して掲載の申込みをすることになっています（町執規 12）。
- (6) 候補者の希望する期日に掲載するには、なるべく早めに申し込まれるのがよいでしょう。

8 選挙運動用ビラ

- (1) 候補者が選挙運動のために頒布できる選挙運動用ビラは、候補者 1 人につき町選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内で、その限度枚数は 1,600 枚以内です（法 142-1⑦）。

なお、限度枚数の範囲内で1種類又は2種類のビラを作成し、頒布できます。

おって、ビラは、選挙運動用ビラ届出書（ビラの見本2枚（2種類の場合はそれぞれ2枚）を添付してください。）により町選挙管理委員会にあらかじめ届け出てください。

- (2) ビラの大きさは長さ 29.7cm、幅 21cm（A4 判）を超えてはなりません（法 142-8）。
なお、形には制限はありません。
- (3) ビラは、その表面に頒布責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所並びに印刷者の氏名（法人にあっては名称：「株式会社〇〇印刷所」等）及び住所を記載しなければいけません（法 142-9）。
- (4) ビラは、町選挙管理委員会から交付される選挙運動用ビラ証紙を貼らなければ頒布することはできません。この証紙は、立候補届出のときに交付される選挙運動用ビラ証紙交付票に所要事項を記入したうえ町選挙管理委員会に提出して、交付を受けてください（法 142-7、町執規 10 の 2）。
- (5) ビラの頒布は、新聞折込みによる頒布又は当該候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内若しくは街頭演説の場所における頒布の方法に限られています（法 142-6、令 109-6）。よって、ポスティングはできません。
- (6) 交付を受けた選挙運動用ビラ証紙は、他人に譲渡することはできません（法 177-2）。
- (7) ビラの記載内容については、制限がないことから個人演説会の告知や政見の宣伝等も記載することができますが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。なお、色刷り、紙質について制限はありません。
- (8) 候補者は、ビラを有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料（公費負担）で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります（公費負担条例 6、7、8）。

なお、ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に参入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

9 個人演説会

(1) 開催場所

ア 公営施設使用の個人演説会の開催場所は、次のとおりです（法 161-1）。

- (ア) 学校及び公民館（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 21 条に規定する公民館をいいます。）
- (イ) 地方公共団体が管理する公会堂
- (ウ) 町選挙管理委員会が指定した施設

イ 個人演説会は、次の建物又は施設において開催することができません。

ただし、次の（ア）の建物にあっては、上記アに該当する場合は開催することができます（法 166）。

- (ア) 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除きます。）
- (イ) 汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第 141 条第 1 項から第 3 項までの船舶を除きます。）及び停車場その他鉄道地内
- (ウ) 病院、診療所その他の療養施設

(2) 開催申出

- ア 公営施設使用の個人演説会の開催の申出は、個人演説会開催申出書によって開催日前 2 日（前々日）までに町選挙管理委員会へ申出なければなりません（法 163、令 112-1）。
- イ 公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合、同一施設について、同時に 2 以上の開催申出をし、又はすでに申し出た使用の日を経過しない間に、新たな申出をすることはできませんので、同一の施設については、期間中に 1 回しか開催できません（令 112-2）。
- ウ 個人演説会の開催申出が受理されても、施設の管理者から開催の承諾がないときは開催できません。
- エ 公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会は、当該施設の管理者等の承諾を得て、その承諾を得たときから開催することができます。

(3) 開催回数

個人演説会の開催回数には制限がありません。

(4) 公営施設の使用時間

公営施設を使用する個人演説会の施設使用時間は、1 回につき 5 時間を超えることはできません（令 112-3）。

なお、5 時間以内であっても、当該施設に関する管理条例等で使用時刻等が規定されている場合は、当該条例等の定めるところによります。

(5) 施設使用の費用

公営施設を使用して個人演説会を開催する場合の施設（設備を含みます。）の使用については、無料です（法 164）。

(6) 開催申出の撤回等

開催日前日又は当日には、開催申出の撤回をすることができません。

前日又は当日になって個人演説会等を開催しないこととなったときは、原則個人演説会等が開催されたものとして取り扱います。

(7) その他

- ア 個人演説会場の会場外において、その演説会の開催中に限り使用できるポスター、立札及び看板の類（足部分等も含めて縦 273cm、横 73cm 以内）の数は、会場ごとに通じて 2 以内に限られ、その他にはちょうちんの類（高さ 85cm、直径 45cm 以内）が会場内外を併せて 1 個に限られます（法 143-8、-9、-10）。
- イ 個人演説会場において掲示するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所を記載しなければなりません（令 110）。

10 街頭演説

- (1) 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば、広場、空き地等）で多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいいますが、街頭演説を行う場合には、演説者はその場所にとどまり、立候補届出のときに交付される標旗を掲げていなくてはなりません（法 164 の 5-1①）。
- (2) 街頭演説は、午前 8 時から午後 8 時までの間に限ってすることができます。
なお、街頭演説を行う場合、演説者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように、又、長時間にわたり、同一の場所にとどまってしまうことのないように努めなければなりません（法 164 の 6 準用 140 の 2-2）。
- (3) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者一人について 15 人を超えてはなりません。しかも、これらの者は、立候補届出のときに交付される選挙運動員章（腕章）又は乗車・乗船章（腕章）を着けていなければなりません。
交付される選挙運動員章（腕章）は 11 枚で、乗車・乗船章（腕章）は 4 枚ですから、街頭演説を行う場合の運動員は、それぞれの腕章を着けた者を通じて 15 人までということになります。
なお、この選挙運動員 15 人のなかには、4 (4) (16 ページ) で述べたように候補者及び運転手（自動車 1 台につき 1 人）又は船員は含まれませんから、これらの人は腕章をつける必要はありません（法 164 の 7）。
- (4) 街頭演説を行う場合には、その場所で、街頭演説の一部として連呼することは許されます（法 140 の 2-1 ただし書）（4 (7) 17 ページを参照のこと）。
- (5) 標旗及び腕章は、選挙期日後直ちに町選挙管理委員会へ返してください。
（町執規 23 準用 10）
- (6) 街頭演説を行う場所においては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は一切使用できません。ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については差し支えありません。

11 選挙公報

- (1) 選挙公報は、候補者から掲載申請のあった原稿をそのまま印刷します。
- (2) 選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする候補者は、選挙期日の告示日（2 月 4 日）の午後 5 時までに、選挙公報掲載申請書 1 通（掲載写真 1 枚を添付）に選挙公報掲載文原稿 1 通（データで提出する場合は、それぞれを記録した CD-ROM）を添えて、町選挙管理委員会に提出してください。2 月 4 日午後 5 時を過ぎて申請書を提出されても掲載を受けることができませんから注意してください（町公 3、町公規 2）。
- (3) 選挙公報掲載申請書、選挙公報掲載文原稿等の記載に当たっては、別に配付します「選挙公報掲載申請のしおり」をよくご覧のうえ、誤りのないようにしてください。

12 文書図画の撤去

選挙運動のために使用したポスター、立札、看板等の文書図画は、次に掲げるところにしたがって、その撤去をしなければなりません（法 143 の 2）。

- (1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、選挙事務所を移動又は廃止したとき直ちに
- (2) 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、自動車又は船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき直ちに
- (3) 個人演説会の会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、当該個人演説会が終了したとき直ちに

13 選挙運動費用

〔1〕 出納責任者

- (1) 選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者の文書による承諾を得た者を含みます。）でないとできません（法 187-1）から、立候補の届出をすると同時に出納責任者選任届を町選挙管理委員会に提出してください（法 180-1、-3、法 184）。
- (2) 出納責任者を選任することができる者は、当該候補者又は推薦届出者です（法 180-1）が、推薦届出者が出納責任者を選任する場合は、候補者の承諾が必要です（出納責任者選任（異動）承諾書及び推薦届出代表者証明書の用紙は、町選挙管理委員会にあります。）（法 180-4）。
- (3) 選任者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。
なお、選任者が推薦届出者である場合の解任には候補者の承諾が必要です。また、出納責任者自身も、候補者及び選任者に文書で通知することにより出納責任者を辞任することができます（法 181）。
- (4) 選任者は、出納責任者に異動があったときは、(1) に準じて直ちに町選挙管理委員会に届け出（出納責任者異動届）なければなりません（法 182）。
- (5) 選任届、異動届の用紙は、町選挙管理委員会の交付したものを使用してください。
不足の場合は、町選挙管理委員会に用意してありますから請求してください。

〔2〕 選挙運動費用支出制限額

- (1) 選挙運動のために支出できる候補者 1 人あたりの金額（支出制限額）は、立候補届出当日別途お知らせいたします。
- (2) この支出制限額には、立候補準備のための支出が含まれますから注意してください。
- (3) 出納責任者の選任者は、出納責任者の支出できる金額の最高額を定め、文書を作成して出納責任者とともにこれに署名押印しなければなりません（法 180-2）。この場合

の最高額は、出納責任者の選任以前に立候補準備のために支出した額を選挙運動費用支出制限額から差し引いた金額以内の額ということになります。

- (4) 候補者若しくは出納責任者となった者又は他の者がこれらの者と意思を通じてした立候補準備のための支出は、出納責任者を選任後速やかに出納責任者に引き継がなければなりません（法 187-2）。これは、収支報告書に出納責任者が一括して報告することになります。

〔3〕 選挙運動従事者、労務者に対する実費弁償、報酬等制限額

- (1) 選挙運動に従事する者（以下「選挙運動員」といいます。）に対し支給することができる実費弁償の最高額及び選挙運動員のうち、選挙運動のため使用する労務者（以下「選挙労務者」といいます。）に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動員のうち、選挙運動のために使用する事務員（以下「選挙事務員」といいます。）、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」といいます。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」といいます。）及び専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記（口述を要約して文書図画に表示することをいいます。）のために使用する者（以下「要約筆記者」といいます。）に対し支給することができる報酬の最高額は次のとおりです（法 197 の 2-1、-2、町執規 28）。

ア 選挙運動員 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- A 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- B 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- C 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除きます。）について、路程に応じた実費額
- D 宿泊料 （食事料 2 食分を含みます。）1 夜につき 12,000 円
- E 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- F 茶菓料 1 日につき 500 円

イ 選挙労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

- A 基本日額 10,000 円
- B 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割

ウ 選挙労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- A 鉄道賃、船賃及び車賃（ア）の A、B 及び C に掲げる額
- B 宿泊料（食事料を除きます）1 夜につき 10,000 円

なお、弁当料及び茶菓料の実費弁償はできません。

エ 選挙事務員 1 人に対し支給することができる報酬の額

- 1 日につき 10,000 円

オ 車上運動員 1 人に対し支給することができる報酬の額

- 1 日につき 15,000 円

カ 手話通訳者 1 人に対し支給することができる報酬の額

1 日につき 15,000 円

キ 要約筆記者 1 人に対し支給することができる報酬の額

1 日につき 15,000 円

- (2) 報酬を支給することができる選挙運動員は、選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に限られ、合わせて 1 日 7 人以内（異なる者を雇う場合は、異なる者の総数が 35 人以内）で、あらかじめ文書（**（報酬を支給する者の）届出書**）で町選挙管理委員会に届け出た者に限られます（法 197 の 2-2、-5、令 129-3⑦、-8）。

（注）電話による投票依頼やビラ配りに従事する者は選挙運動員となりますので、それらの者に報酬を支給することはできませんのでご注意ください。

- (3) 飲食物の提供は、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に選挙事務所において食事をするために提供する弁当（携行するために提供された弁当を含みます。）に限られます。

なお、弁当については、一食 1,000 円以内で選挙運動期間を通じて 225 食（45 食×5 日）に限られます（法 139）。

また、選挙労務者に対して弁当を提供したときは、日当はその弁当料を差し引いて支給することになります（令 129-2）。

〔4〕 寄附の禁止等

- (1) 候補者が自分の選挙区内にある者に対し、寄附をすることは、いかなる名義をもってするを問わず禁止されています。ただし、政党や親族に対するもの及び選挙前の一定期間（今回選挙については、令和 6 年 11 月 26 日から令和 7 年 2 月 9 日まで）を除く時期に開催される政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事や食料の提供は禁止）は、除かれます（法 199 の 2、199 の 5-4③）。

そして、一部の例外を除き、すべて罰則の対象となります（法 249 の 2）。

なお、候補者以外の者が候補者名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

次に記載の候補者（現職及び候補者になろうとする者を含みます。及びその候補者の後援団体（いわゆる後援会）が陣中見舞等の寄附をすることも罰則の対象となりますので、受けないようご注意ください（法 199 の 2）。

ア 参議院比例代表選出議員

イ 候補者の住所の属する区域を選挙区とする参議院選挙区選出議員及び衆議院議員

ウ 候補者の住所の属する区域を選挙区とする地方公共団体の議会議員及び長

- (2) 次の者（会社、法人等の団体も含みます。）からの寄附を受けることも違法となりますので、受けないようご注意ください（法 199、政規法 21-1、-2、22 の-5、22 の 6）。

ア 町と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者

イ 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除きます。）

ウ 外国人、外国法人又は主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であって、

その発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものを除きます。)

エ 本人名義以外の名義又は匿名による寄附

- (3) 陣中見舞等選挙運動(政治活動を含みます。)のため個人から受ける寄附は、1人につき年間150万円を超えることはできませんので、ご注意ください(政規法22-2)。
- (4) 後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行なう行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず処罰され、設立目的事業に関する寄附も選挙前の一定期間(今回選挙については令和6年11月26日から令和7年2月9日まで)は禁止され、処罰されます(法199の5、249の5)。
- (5) 候補者が、自分の後援団体(資金管理団体の場合を除きます。)に寄附することや政治教育集会に関する実費の補償をすることも、選挙前の一定期間(今回の選挙については令和6年11月26日から令和7年2月9日まで)は禁止され、処罰されます(法199の2、199の5、249の5)。

【5】 会計帳簿及びその記載要領

- (1) 出納責任者は、規則第22条による会計帳簿(巻末付録4参照)を備え、選挙運動についての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません(法185)。
- (2) 次に掲げるものはすべて選挙運動に関する支出でないものとみなされますので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません(法197)。
 - (ア) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
 - (イ) 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
 - (ウ) 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出(例:候補者が使用したタクシー代)
 - (エ) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
 - (オ) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料(例:戸籍謄本の手料)
 - (カ) 候補者の選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出
(例:選挙運動用自動車の借上料・選挙運動用自動車のガソリン代・選挙運動用自動車の運転手代)

なお、供託金は、選挙運動費用ではないと解されていますので、選挙運動費用に算入しません。

- (3) 出納責任者以外の者が候補者のため寄附を受けたときは、寄附を受けた日から7日以内に(出納責任者から請求があったときは直ちに)寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。
なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後、直ちに
出納責任者にその明細書を提出しなければならないことになっています(法186)。
- (4) 出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、

選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、天災事変のため交通がと絶したり、相手方が死亡したり、郵便切手や電車、バスの切符の購入等社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴収しないでもよいことになっています（法 188-1）。

- (5) 収入簿に記載する事項は、選挙運動に関する寄附その他の収入全部であり、また、必ずしも金銭収入のみを意味するものではありません。

例えば、選挙事務所を無償で提供されたとか、日当の支払をせずに、労力奉仕をしてもらったとか、物品の供与を受けたような場合には、現実に金銭の収入又は支出は行われておりませんが、これを時価に見積もった金額を記載しなければなりません。したがって、見積もられた金額を収入簿に記載しますが、労力の提供を受けたときは、併せて支出簿にもその金額を支払ったこととして記入しなければなりません。なお、供与を受けた物品は、使用したときに支出に計上します。

- (6) この帳簿には、収入又は支出のあった都度日を迫って記載し、記入漏れ等のない限り、月日の交錯するようなことのないように整備しておくことが必要です。

- (7) 寄附をした者が政治団体である場合の「職業」欄には、「政治団体」と記載します。

- (8) 支出簿は、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」の2科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、更に次の10費目を設けて各費目ごとに記載することとなります。

(ア) 人件費…人件費としては、選挙労務者並びに選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬が考えられます。

(イ) 家屋費

a 選挙事務所費…事務所借上料。この中には、事務所自体と机、いす等備品の借上料及び電話の架設費も含まれます。

b 集合会場費等…主として個人演説会場の借上料が考えられます。この中にも机等備品の借上料が含まれます。

(ウ) 通信費…事務連絡用電報、電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（葉書、封書）等に要する費用です。

(エ) 交通費…選挙運動員及び選挙労務者の船車馬賃の実費弁償です。友人等が好意的に乗物に乗せてくれた場合にも時価に換算して費用の中に加算します。

(オ) 印刷費…選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラの印刷費が主なものです。

なお、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

(カ) 広告費…新聞広告、立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

(キ) 文具費…紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

(ク) 食糧費…湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に出す弁当料等です。

(ケ) 休泊費…休憩及び宿泊に要した費用です。

- (コ) 雑費 …その他光熱水費等です。
- (9) 支出簿も収入簿と同様、金銭のみの支出を意味せず、金銭以外の支出、例えば、無償で労務の提供を受けた場合等も時価に見積もった金額を記載することになります。この場合には、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には見積の根拠を「無償労務提供 5 日分」等と記載し、「支出の目的」欄には「労務費」等と記載することになります。また、「支出をした者の別」欄には、出納責任者、候補者その他の者の支出の区分を記載します。
- (10) 選挙運動員（選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者を除きます。）には、人件費を支払うことはできません。
- この場合、実費弁償は差し支えありませんから人件費以外の費目、例えば、交通費や宿泊費などに要した実費を記載することになります。
- (11) 出納責任者は、この会計帳簿、領収書等を収支報告書提出の日から 3 年間保存しなければならないことになっておりますから特に注意してください（法 191）。

〔6〕 収支報告書の提出とその記載要領

- (1) 選挙運動に関する収支報告書の提出は、出納責任者の仕事のうち、最も重要なことであり義務事項であります（法 189）。
- (2) 出納責任者が提出する収支報告書には、法律で真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えることになっていますが、これは配付しました収支報告書用紙中（末尾）に刷り込んでありますので、記名、押印をして提出することになります。（法 189-3）。
- (3) 収支報告書に記載するものは選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算のうえ、記入しなければなりません（法 189-1）。
- (ア) 選挙期日の告示日（2 月 4 日）前になされた寄附及びその他の収入並びに支出
- (イ) 選挙期日の告示日から選挙期日（2 月 9 日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
- (ウ) 選挙期日後第 1 回収支報告書提出の日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
- (エ) 前記の（ア）～（ウ）精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出
- (4) 収支報告書は会計帳簿に従って作成し、次により精算して町選挙管理委員会に提出しなければなりません。この場合、その収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面の写し（領収書その他の支出を証明する書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込の明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付してください（法 189-1）。
- (ア) 第 1 回分の収支報告は、選挙期日から 15 日以内（2 月 24 日まで）
- (イ) 第 1 回分の報告書を提出した後の寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から 7 日以内
- (5) 報告書用紙は、町選挙管理委員会が交付したもの若しくは総務省のホームページからダウンロードした様式（入手方法は(6)で説明します。）のいずれかを使用し、1 部（控え

が必要な場合は2部）提出してください。なお、町選挙管理委員会が交付した様式を使用する場合で継続用紙等が不足したときは、町選挙管理委員会に請求してください。

- (6) 選挙運動費用収支報告書作成支援様式を総務省のホームページから入手することができます。是非ご活用ください。

(入手方法)

- ・ (URL : https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html) へアクセス

《 付 録 1 》選 挙 期 間 中 に お け る 諸 届 出

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根 拠 法 令
1 選 挙 運 動 関 係					
① 選 挙 事 務 所 の 設 置・異動（廃止）届 出	選 挙 事 務 所 設 置・異 動 （廃止）届（推薦届出者が 届け出する場合は、選挙事 務所設置（異動）承諾書を 添付）	①短い期間に次々と移動する場合、 中間省略のないよう注意してくだ さい（なお、1 日に 2 回以上異動 することは、法律上禁止されてい ます。）。 ②投票日までの間に事務所を廃止し た場合も異動届が必要です。	町選挙管理委員 会	設置又は異動後直ちに	法 130-2 町執規 3
②選挙運動用通常葉 書の交付、差出し	①候補者用通常葉書使用 証明書 ②選挙運動用通常葉書差 出票	①証明書を提示して、交付又は選挙 用表示を受けてください。 ②差出しは、必ず郵便物の配達事務 を取り扱う日本郵便株式会社のゆ うゆう窓口に出してください。直 接ポストに入れないでください。 ③差出票を紛失しないよう十分注 意してください。	日本郵便株式会 社寒川郵便局		公職選挙郵便規 則 2、3、8
③選挙運動用ビラの 届出及び同ビラ証 紙交付申請	①選挙運動用ビラ届出書 ②選挙運動用ビラ証紙交 付票	届出書にはビラの見本 2 枚（2 種 類の場合はそれぞれ 2 枚）を添付し てください。	町選挙管理委員 会		法 142-1、-7 町執規 10-2、-3
④公営施設を使用す る個人演説会の開 催申出	個人演説会開催申出書	同一の施設について、同時に 2 以 上の開催申出をしたり、すでに申し 出た使用の日を経過しない間に新た な申し出はできません。	町選挙管理委員 会	開催したい日の前々日 （2 月 7 日に開催したい 場合は、2 月 5 日）	法 163 令 112

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根 拠 法 令
⑤新聞広告の掲載申請	①新聞広告掲載証明書 ②掲載原稿	①掲載希望日前なるべく早く申請してください。 ②通称使用認定をされた場合は、認定された通称しか使用できません。	掲載を希望する新聞社（広告代理店）		町執規 12
⑥選挙公報の掲載申請	①選挙公報掲載申請書 ②選挙公報掲載文 1 通 （写真添付）	①原稿作成に時間を費し、遅れることのないように注意してください。 ②掲載文原稿の事前相談・事前預りの制度を利用してください。 ③書類がそろわないと受理されません。 ④通称使用認定をされた場合は、認定された通称しか使用できません。	町選挙管理委員会	2 月 4 日 （告示日のみ）	町公 3 町公規 2

2 その他の各種届出					
区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根 拠 法 令
①出納責任者選任（異動）届出	出納責任者選任（異動）届（推薦届出者が届け出る場合は出納責任者選任（異動）承諾書を添付）	届出後でなければ、選挙運動に関する寄附を受け、又は支出をすることができませんので、立候補届出が受理された後直ちに届け出てください。	町選挙管理委員会	選任後直ちに	法 180-3、- 4 法 184 町執規 24
②報酬を支給する者の届出	（報酬を支給する者の）届出書	①報酬を支給できる者は、その者を使用する前に届け出なければ支給できませんので、告示日から支給したい場合は、立候補届出が受理された後直ちに届け出る必要があります。 ②年齢満 18 年に到達していない者は、使用できません。 ③使用できるのは、投票日の前日（2 月 8 日）までです。	町選挙管理委員会	報酬を支給する者として使用する前	法 197 の 2-5 法 137 の 2
③選挙立会人の届出	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書	寒川町の選挙人名簿に登録されていなければなりません。	選挙長 （町選挙管理委員会）	2 月 6 日 （期日前 3 日）	法 76 準用 62 令 82 準用 69
④選挙運動費用の収支報告	①選挙運動費用収支報告書 ②領収書その他の支出を証明する書面の写し ③領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書 ④振込明細書に係る支出目的書	①各記載欄に明確に記入してください。 ②報告漏れのないよう期間中に会計帳簿（収入簿、支出簿）の整理を完全に行っておいてください。	町選挙管理委員会	第 1 回 令和 7 年 2 月 24 日 第 2 回以後 第 1 回の収支報告書提出後、収入及び支出の日から 7 日以内	法 189

3 公費負担関係					
区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根 拠 法 令
①選挙運動用自動車	自動車の使用の契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	町選挙管理委員会	ハイヤー業者等と自動車使用等に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	公費負担条例 3 公費負担規程 2-1
	自動車燃料代確認申請書	燃料供給契約の場合のみ必要です。 契約業者ごとに別々に申請してください。	町選挙管理委員会		公費負担規程 3-1
	自動車燃料代確認書	燃料供給契約の場合のみ必要です。	燃料供給業者	当選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	公費負担規程 3-2 公費負担規程 4
	自動車使用証明書（自動車、燃料又は運転手）	契約者ごとに別々に作成し、請求書（自動車の使用）用紙を添付してください。 また、燃料供給契約の場合には、給油伝票の写しを添付してください。	自動車等の使用契約者		公費負担規程 5

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根 拠 法 令
②選挙運動用ビラ	ビラ作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	町選挙管理委員会	業者とビラ作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	公費負担条例 3 公 費 負 担 規 程 2-1
	ビラ作成枚数確認申請書	ビラ作成業者ごとに別々に申請してください。	町選挙管理委員会		公 費 負 担 規 程 3-1
	ビラ作成枚数確認書		ビラ作成業者	当選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	公 費 負 担 規 程 3-2 公費負担規程 4
	ビラ作成証明書	ビラ作成業者ごとに別々に作成し、請求書（ビラの作成）用紙を添付してください。	ビラ作成業者		公費負担規程 5
③選挙運動用ポスター	ポスター作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	町選挙管理委員会	業者とポスター作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	公費負担条例 3 公 費 負 担 規 程 2-1
	ポスター作成枚数確認申請書	ポスター作成業者ごとに別々に申請してください。	町選挙管理委員会		公 費 負 担 規 程 3-1
	ポスター作成枚数確認書		ポスター作成業者	当選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	公 費 負 担 規 程 3-2 公費負担規程 4
	ポスター作成証明書	ポスター作成業者ごとに別々に作成し、請求書（ポスターの作成）用紙を添付してください。	ポスター作成業者		公費負担規程 5

《 付 録 2 》
委任状の様式

委 任 状

住 所

氏 名

生年月日

私は、上記の者に令和7年2月9日執行寒川町議会議員選挙に係る
立候補関係の届出、選挙運動関係の届出、立会人関係の届出及び公費
負担関係の届出に関する一切の事務を委任します。

令和7年 月 日

住 所

氏 名

⑨

(記載上の注意事項)

委任者の氏名欄は委任者本人の署名又は記名・押印としてください。

《 付 録 3 》

令和7年2月9日執行
寒川町議会議員選挙

年 齢 早 見 表

西 暦	日 本 年 号	年 齢
1937	昭和12年	88
1938	昭和13年	87
1939	昭和14年	86
1940	昭和15年	85
1941	昭和16年	84
1942	昭和17年	83
1943	昭和18年	82
1944	昭和19年	81
1945	昭和20年	80
1946	昭和21年	79
1947	昭和22年	78
1948	昭和23年	77
1949	昭和24年	76
1950	昭和25年	75
1951	昭和26年	74
1952	昭和27年	73
1953	昭和28年	72
1954	昭和29年	71
1955	昭和30年	70
1956	昭和31年	69
1957	昭和32年	68
1958	昭和33年	67
1959	昭和34年	66
1960	昭和35年	65
1961	昭和36年	64
1962	昭和37年	63
1963	昭和38年	62
1964	昭和39年	61
1965	昭和40年	60
1966	昭和41年	59
1967	昭和42年	58
1968	昭和43年	57

西 暦	日 本 年 号	年 齢
1969	昭和44年	56
1970	昭和45年	55
1971	昭和46年	54
1972	昭和47年	53
1973	昭和48年	52
1974	昭和49年	51
1975	昭和50年	50
1976	昭和51年	49
1977	昭和52年	48
1978	昭和53年	47
1979	昭和54年	46
1980	昭和55年	45
1981	昭和56年	44
1982	昭和57年	43
1983	昭和58年	42
1984	昭和59年	41
1985	昭和60年	40
1986	昭和61年	39
1987	昭和62年	38
1988	昭和63年	37
1989	平成元年	36
1990	平成2年	35
1991	平成3年	34
1992	平成4年	33
1993	平成5年	32
1994	平成6年	31
1995	平成7年	30
1996	平成8年	29
1997	平成9年	28
1998	平成10年	27
1999	平成11年	26
2000	平成12年	25

【満年齢の計算方法】

誕生日が選挙期日の翌々日の2月11日(11日を含みます。)以降の
者は、本表の年齢から1歳を減ずる。

《 付 録 4 》

会 計 帳 簿 の 様 式 (規則第 30 号様式)

1 収 入 簿

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	円						
合 計							

- 備考 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄付金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支 出 簿

月 日	金銭又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	支 出 を し た 者 の 別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の 支 出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業			
	円	円	円							
合 計										

備考 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。

2 この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用(二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出した者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。

3 この帳簿の各科目には、(一)人件費(二)家屋費((イ)選挙事務所費(ロ)集会会場費等)(三)通信費(四)交通費(五)印刷費(六)広告費(七)文具費(八)食糧費(九)休泊費(十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。

4 金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは別行に記載するものとする。

5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。

6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。

7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。

8 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用通常葉書、ビラ、若しくはポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

(その1)

選挙運動費用収支報告書

1 令和 7 年 2 月 9 日執行 寒川町議会議員 選挙

2 公職の候補者 住 所 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

・丁目等は「―」「の」でも可
・「神奈川県」は省略可

氏 名 選挙 太 郎

通称でも可

3 ○○ 月 ○○ 日から
(第 1 回分)
○○ 月 ○○ 日まで

第1回：2月24日 午後5時までに提出

・始まりは最初の収入があった日
・終わりは最後の収入又は支出があった日

(記載上の注意点)

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえありません。
- 2 収入の部中「種別」の欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記してください。
- 3 収入の部中「参考」の欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成に係るものをいいます。以下同じ。)を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができます。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」の欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加してください。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- 7 記載方法のくわしいことについては、別に配付した「候補者のしおり」の該当部分を読んでください。

(各用紙の枚数)

- | | | | |
|------------------------------|------|------------------------------------|---------|
| 1 (その1) 表紙 | 4 枚 | 5 (その5) 支出の合計・宣誓用紙 | 4 枚 |
| 2 (その2) 収入の用紙 | 10 枚 | 6 (その6) 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書用紙(1) | 4 枚 |
| 3 (その3) 収入の合計・参考用紙 | 4 枚 | 7 (その7) 同 | (2) 4 枚 |
| 4 (その4-1から4-10) 支出の用紙(費目記載済) | 各2枚 | 8 (その8) 振込明細書に係る支出目的書 | 4 枚 |
| (その4-11) 支出の用紙(費目記載なし) | 10 枚 | | |

すべての項目を記載。空欄は不可

(その2)

4 収入の部

[illegible]

(その3)

4 収入の部

月 日	金 額 又 は 見 積	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	円						
計	寄 附	895,000	(その2) ~ (その3) の種別ごとの合計				
	その他の収 入	1,500,000					
	計	2,395,000					
前 回 計	寄 附						
	その他の収 入						
	計						
総 額	寄 附	895,000	1 回目は「総額」=「計」				
	その他の収 入	1,500,000					
	総 計	2,395,000					

- ・ 公費負担がある場合に記載
- ・ (その4) の金額と同額 (公費の枠内で)

参考	公費負担相当額・ポスター作成費	円	ビラ作成費	円
----	-----------------	---	-------	---

すべての項目を記載。空欄は不可

(その4-1)

5 支出の部

月 日	金 額 又 見 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(一)人件費	円		立候補準備(告示日の前日まで)／選挙運動(告示日以降)					
○月○日	30,000	選挙運動	運動員報酬	寒川町××300番地	冬山春夫	会社員	3日分	
△月×日	50,000	同	労務費	寒川町●●1番地	東村次郎	学生	無償労務提供 5日分	1日 10,000円
同	50,000	同	同	寒川町××50番地	甲山乙夫	同	5日分	
同	50,000	同	同	寒川町△△1番地	夏山細男	同	同	
同	50,000	同	同	寒川町●●20番地	緑山空一	同	同	
同	50,000	同	同	寒川町××200番地	湖水紅園	無職	同	
同	50,000	同	同	寒川町▲▲1番地	外堀明	会社員	同	
計	330,000							

・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
・人件費の計を記載

・記載は支出日順
・最初の支出日より収入日が先

無償提供の場合
・収入の部にも記載
・「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」にも記載

すべての項目を記載。空欄は不可

(その4-2)

5 支出の部

月 日	金 額 又 は 見 積	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(二)家屋費	円		立候補準備(告示日の前日まで)／選挙運動(告示日以降)				公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可	
(イ)選挙事務所費								
○月○日	60,000	立候補準備	電話架設費	茅ヶ崎市▲▲10番地	NTT○○支店			
○月○日	160,000	選挙運動	選挙事務所借上	寒川町▲▲80番地	○○産業(株)	貸ビル業		
小計	220,000							
(ロ)集合会場費等								
○月○日	5,000	選挙運動	会場使用料	寒川町▲▲50番地	(株)○×ホール	会館業		
○月○日	8,000	同	同	寒川町△△20番地	(有)△△ホール	同		
小計	13,000							
合計	233,000		・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・(イ)選挙事務所費、(ロ)集合会場費等それぞれの計及び家屋費の合計を記載					
			・記載は支出日順 ・最初の支出日より収入日が先					

すべての項目を記載。空欄は不可

(その4-3)

5 支出の部

月 日	金 額 又 見 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 額 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(三)通信費	円		立候補準備(告示日の前日まで)／選挙運動(告示日以降)				公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可	
○月○日	5,000	選挙運動	郵便切手	寒川町▲▲187番地	○○郵便局			
計	5,000							
			・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・通信費の計を記載					

- ・記載は支出日順
- ・最初の支出日より収入日が先

すべての項目を記載。空欄は不可

(その 4 - 4)

5 支出の部

[illegible]

すべての項目を記載。空欄は不可

(その 4 - 5)

5 支出の部

[illegible]

すべての項目を記載。空欄は不可

(そ の 4 - 6)

5 支出の部

[illegible]

すべての項目を記載。空欄は不可

(その 4 - 7)

5 支出の部

[illegible]

すべての項目を記載。空欄は不可

(その4-8)

5 支出の部

[illegible]

すべての項目を記載。空欄は不可

(その 4 - 9)

5 支出の部

[illegible]

すべての項目を記載。空欄は不可

(その 4 - 10)

5 支出の部

[illegible]

5 支 出 の 部

月 日	金 額 又 見 積 は 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(一)人件費 (7 件)	円 330,000	選挙運動						
(二)家屋費								
(イ)選挙事務所費 (1 件)	60,000	立候補準備						
同 (1 件)	160,000	選挙運動						
(ロ)集合会場費等 (2 件)	13,000	同						
計 (4 件)	233,000							
(三)通信費 (1 件)	5,000	選挙運動						
(四)交通費 (2 件)	4,670	同						
(五)印刷費 (2 件)	325,000	立候補準備						
(六)広告費 (2 件)	160,000	同						
同 (2 件)	150,000	選挙運動						
計 (4 件)	310,000							
(七)文具費 (1 件)	33,000	立候補準備						
同 (1 件)	95,270	選挙運動						
計 (2 件)	128,270							

(その 4 - 11)

5 支出の部

[illegible]

5 支 出 の 部

月 日		金 額 又 は 見 積	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 根 拠	備 考
					住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
		円							
計	立候補準備のための支出	578,000	}						
	選挙運動のための支出	972,440							
	計	1,550,440							
前回計	立候補準備のための支出		}						
	選挙運動のための支出								
	計								
総額	立候補準備のための支出	578,000	}						
	選挙運動のための支出	972,440							
	総 計	1,550,440							

(その4)の区分ごとの合計

公費負担がある場合
・日付は引渡し日を記載
・金額は契約金額
・「備考」欄に枚数を記載

・「総額」＝「計」
・収入－支出≥0となる

参考	公費負担相当額・ポスター作成費	円	ビラ作成費	円
----	-----------------	---	-------	---

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

提出日以前

出 納 責 任 者

住 所 神奈川県高座郡寒川町〇〇633番地

氏 名 森 野 山 造



(その6)

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（１）

[illegible]

(その7)

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（2）

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき 書面を徴し難かった事情
	円			

1 令和7年2月9日執行 寒川町議会議員 選挙

2 公職の候補者 氏 名 寒 川 太 郎

通称でも可

3 出納責任者 氏 名 森 野 山 造

- 備考
- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記してください。
 - 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
文具費	コピー機借上代

1 令和 7 年 2 月 9 日執行 寒川町議会議員 選挙

2 公職の候補者 氏 名 寒 川 太 郎

3 出納責任者 氏 名 森 野 山 造

通称でも可

備考

- 「支出の費目」の欄には、収支報告書に記載した支出の費目（「人件費」等）を記載してください。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載してください。
- 支出の目的ごとに別葉としてください。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。